

第114回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

令和5年12月15日(金曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 76 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について
日程第 2. 議案第 77 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 3. 議案第 78 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 4. 議案第 79 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 5. 議案第 80 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 6. 議案第 81 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 7. 議案第 82 号 財産の取得について（味わいの里三日月食堂等備品一式）
日程第 8. 議案第 83 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）について
日程第 9. 議案第 84 号 令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 10. 議案第 85 号 令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 11. 議案第 86 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 12. 議案第 87 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 13. 議案第 88 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 14. 議案第 89 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 15. 議案第 90 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 16. 議案第 91 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 17. 議案第 92 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。
皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。
本日も、慎重にご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
傍聴者におかれましては、傍聴の際守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。
直ちに、日程に入ります。
日程第 1 から日程第 6 までの提案に対する当局の説明は、12 月 4 日に終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第 1. 議案第 76 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について

議長（小林裕和君） まず、日程第 1、議案第 76 号、令和 5 年度佐用町一般会計補正予算

案（第5号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 7 ページ、低所得の分、10 款の 10 項の 33 目、14 万 7,000 円上がっておりますけれど、この方たちのどう言うんですか、令和 4 年、3 年、2 年と推移がどんな状態なんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

令和 2 年度、3 年度につきましては、ちょっと、手元に詳しくは持ってまいってませんので、ちょっと、控えさせていただきますが、今の現状といたしまして、今現在、令和 5 年度に入りましてから 3 万円の給付を実施しております。その点につきましては、今現在、2,100 世帯のうち、1,920 世帯の方に申請いただきまして、給付をさせていただいております。

昨年度につきましても同じような状況でして、1,900 世帯ぐらいを給付させていただいております。

以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 同じく 65 目ですね、10 款の 10 項の 65 目、防犯カメラ設置補助金 24 万円上がってございますけれど、これはどこの地区に設置しましたか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えをいたします。

この防犯カメラの分につきましては、当初、今年から町のほうの主催の事業ということになりまして、町のほうで 12 万円設置に当たり予算化をしております。

それで、そのうち、県の随伴ということで、6 万円下りてくるということで、そういった事業になってございます。

当初、5 件の予定でしておりましたけれども、7 件のそうした申込みが出ておまして、8 月末で申込みを切ったわけでございますけれども、2 件追加で県のほうに申請をしてお

りましたところ、このたび交付決定が出たということで、ちょっと、その地域については、ちょっと、今、分かりかねますけれども、また、後ほど、お答えさせていただきます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） 16 ページ…

議長（小林裕和君） 何ページですか、大きな声でマイクを近づけて言ってください。発言してください。

7 番（児玉雅善君） 16 ページ、林業費の治山事業費、マイナス補正で 4,422 万 9,000 円、大きな減額となっておりますが、この減額になった要因と、どこの部分の工事が分かればお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

こちら地区は本位田地区になります。本位田と福澤の境の江川川の西側の現場なんですけれども、当初、予定しておりました、実施設計なりやっけていく中で、やっぱり川を渡る際の架設工事が非常に複雑かつ高額になってまいりましたので、当初予定してたもの、事業費では収まらないと。これ県の補助もいただいて実施しようとしておりますので、そういったところから、1 年度後ろ送りさせていただきまして、調整をさせていただきたいという内容で、全額を今年度は落とさせていただいておるということでございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 10 ページ、新婚さんが、これ上がっておるんですけど、44 万円か、10 ページね、これ最終的に何組ぐらいが成立したんでしょうか。

議長（小林裕和君） ん？

〔山本君「144 万円か」と呼ぶ〕

11 番（岡本義次君） 144 万円。

議長（小林裕和君） その144万円の内容ですね。

11番（岡本義次君） うん、あの、はい。何組成立して。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

この144万円につきましては、何組成立したかというわけではなくって、この結婚新生活の支援補助金というものは、住宅取得費用ですとか、それから、住宅賃貸費用ですとか、それから、引っ越し費用に充てるものですので、結婚された方の中で、所得を見させていただいて、該当になられる方に対して補助をしているものです。

上限24万円をさせていただいているわけなんですけれども、今年度、相談が4件ございました。10月末までに。それで、もともと当初の予定が4件の当初の予算をさせていただいていましたので、それにプラスして、このたび6件の、上限24万円の6件を計上させていただいたというものでございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 16ページ、15項の15目、土地購入費1,650万円、この分について、説明をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） こちらですけれども、町有林化促進事業ということで、自ら管理運営のできない山林を町が引き取りましようという事業の中で、当初1億円置かせていただいて実施しておったわけですけれども、前年度からの繰送りあたり、今年度募集したところ、非常に250件を超える申請をいただいております。

その中で、将来的に見ても、処理できる間にやりたいということで、手元、事務の手元がスムーズにいくように、今年度、可能な限り処理したいということで、今回、1,600万円を増額をお願いをしているものでございます。

議長（小林裕和君） ほかに。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） その分で、例えば、今年、令和 5 年 12 月までに総数として、何件の何平米いうのか、分かります。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 申し訳ございません。実績は、ただ今、数字持ち合わせておりませんので、また、後ほどご報告させていただきます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 76 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 76 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 77 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 2、議案第 77 号、令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 5 ページ、簡易の三角の 6,550 万円すくなくなったわけなんですけれど、これについては、建設改良費として、今年度については、もう全部やってしまったと。そして、来年度に持ち越しと、こういうことなんでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） それでは、お答えします。

大きく理由が3点ほどありまして、まず、入札減が5件1,500万円ぐらいあります。

それと、一番大きいものですけれども、水道管の布設替工事を計画しておりましたが、こちらのほうを来年度に変更いたしましたので、その分が3,400万円。

それと、その布設替工事に伴う舗装工事がマイナス1,700万円。

この3つが大きい理由でして、あと本設計によって、逆に増額になったりとか、減額になったりする部分もありますので、そういった3点の理由です。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 今のやつ、櫛田の石井の橋の水道管のことも入っとるんですか。これ。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 減額しましたのは、西徳久、漆野地内の上水道管の布設替工事です。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第77号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第77号は、原案のとおり、可決されました。

日程第3．議案第78号 令和5年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第3、議案第78号、令和5年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 78 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 78 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 79 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 4、議案第 79 号、令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 79 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 79 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 79 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 80 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 5、議案第 80 号、令和 5 年度笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 80 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 80 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 81 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 6、議案第 81 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 2 ページの建設改良費、資本的支出の分で、5,700 万円から少なくなつたわけなんですけれど、これらの理由と、それから、どこへ来年度持って行こうとしておるんですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） それでは、お答えします。

5,790 万円減額しておりますけども、何点か理由がございます。

まず、1 点目に、上月簡水の電気計装の設備更新工事を第 1 期分を、当初予算で 6,880 万円見込んでおりましたけれども、見積り入札により、減額 2,700 万円となっております。

それから、2 点目に、水道管ですね、議員よく知っておられる久崎地内の水道管の工事しておりますけれども、そちらのほう、地元との調整とか、県の調整のほうに時間がかかりまして、舗装工事のほうだけ、令和 6 年度に繰り越しております。その関係で、1,500 万円の減となっております。

それと、もう1点が、大酒の水源池の井戸の掘削工事なんですけれども、当初、2か所、2本計画していたんですけれども、水脈調査の結果、有益な水脈が1か所しかないということで、2か所から1か所に変更しております。

それと、見積り額の減額によりまして、そちらのほうは約1,000万円の減額となっております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 今のやつなんですけれども、上月簡水でも、6,880万円から2,700万円って、ものすごい差ですね、これは、どがいなん。こんなに安くなったということ。まあ、ええことなんかも分からんけどね、そこらへんが、どういう理由で、こうなったんかいのど。

それから、大酒でも2本見ておったけど、1か所しかなかったと。それだったら、それで、賄いができるん。1か所のんで。そこらへんは、どんなん。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） まず、2,700万円ですけれども、これは、あくまでも3者による見積りですので、それだけ会社のほうが、在庫とか、いろいろ機械、機械が主になりますので、そういったものの在庫があったのかどうか分かりませんが、そういう関係で安い見積りが出て来たということでございます。

それと、もう1件の2本の計画で1本で足りるのかということなんですけれども、その分、増えますので、2本がそれはいいんですけれども、その中では1本しか掘っても出てこないということですので、そういう結果になっているということでございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 1本しか出てこないということなんですけれども、その1本だけで、今まで2本分を賄って充当できるんかということをお聞きしておるんです。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 今現在も、もう既に井戸がありますので、その余分に掘るといふことですので、量を増やしていこうとしているわけなんです。

〔岡本君「ああ、余分にな」呼ぶ〕

上下水道課長（古市宏和君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 佐用町の簡水、上月の上水ですけど、簡水も含めて、至るところで、それぞれ、そうした水源を求めて取水しているわけですけども、全体として、いつも皆さんにもご報告しているように、非常に水源が弱い。しっかりと1か所で、必要な量の水量を賄うことができない。それで、苦勞をして、特に、この河川の大規模な改修以降、余計に河川の河床が下がって、これまで、水源として、何とか水を確保していたところが、水が取れないということで、水道課として、いろいろな調査をしながら、少しでも水量を確保していこうということをやっているわけです。

で、大酒についても、ほとんど前の河川改修の間、でよって、以前の取水していた井戸というところがなくなって、新たなところに設けましたけれども、十分に、当初のあそこ1,000トンぐらい取れよったと思うんですね。最初。それがもう、賄えないということで、そうした新たな井戸を河川の改修工事で、河川が広がったところの、また、内側に井戸を掘ろうということをやっています。

それに加えて、そこだけでは取れないので、久崎の取水場、浄水場のところにも井戸を、以前にあったところがあったんですけども、そういうところを改良して、今年も、そこから水が取れるようにということで、そういうものを1つ1つ井戸を増やししながら、増やしたり改良して、全体として必要な水の水量、水を確保する努力をしております。

だから、2本が1本になったから、それで賄えるのかと言われても、なかなか、それだけでは十分、その1本にしても、必要な十分な水が確保できるという保証はありません。

ただ、その井戸であれば、何とか、日量何10トンかの水が確保できるだろうということで、今回、それを掘らせませすけれども、そういう水の確保が、なかなか非常に難しいと、それで、簡水のほうも、配管を連携して、南光のほうからも、今、久崎のほうに水を送れるようにして、また、久崎から佐用の簡水のほうへ、また、水を送るようにして、水のやり繰りをして、何とか賄っているという現状ですので、そういう非常に佐用町の水源というのが、いろんなところで、井戸を少しづつ掘ったりして、非常にこれも経費がかかることなので、非常にコストがかかっているということ、このへんが、先般もお話しました、佐用町としての簡水事業としてやっていかないと、幾ら上水、公営企業会計という形を取ったとしても、本当に、こういう井戸1つ掘るにしても、すごい何千万円というお金がかかることですから、こういう状況にあるということ、このことは、お互いにご認識いただいておかないといかんということだと思いますので、よろしくお願いします。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 今、町長、説明ありましたけれど、河川改修した時に、突貫工事もあって、井堰を、小赤松とか大酒なんかでも、あった井堰を取ってしまったと。ほな、雨が降った時は、水が流れておるけど、今度、雨がある程度収まって、日照りが続いた時に、

やっぱり水がなくなると。ですから、私は、やっぱり、石ずっと並べてでも、水のある程度確保しておかんと、その水が、取水が取れんということになると思うんですね。今まで。

ですから、そういうことも、ある程度考えていかんとあかんのかなと思うんですけど、そこらへんは、どうですか。町長。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 河川の管理しているのは県です。

水を取水する。取水するに当たって、河川から直接は、水は取水できません。

河川の水が、河川堤防から中の内側に水が浸透してきて、それが伏流水という言い方をするわけですね。

だから、河川について、洪水とか災害については、水をもっと流すほうの努力をしているわけです。

しかし、逆に水道については、裏腹で、逆に水がそれで、河川の河床が下がったり、水が流れてしまって、以前のように内側に水が浸透して来ない。そうした伏流水が低下していく、なくなっていくと、これはもう裏腹なんですよ。

だから、両方を満足するというのは、なかなかできない。

しかも、岡本議員言われますけども、河川の中に、以前のように井堰をつくって、河川の水の流れというのを止めて、水位を上げて、そんなことをね、逆に今度は、洪水から、災害から見れば、水の流れを阻害しているわけですから、そんなことを県は許可してくれるわけないし、町としては、勝手にできないわけですよ。だから、苦労しているんですね。

だから、今度、河川改修の時に、そのことが、十分、そういう懸念をされたので、河川改修の事業の中で、県にも、これまでの佐用町の水源の確保ということで、ちゃんとやってほしいということで、要求をして、いろんなところに調査をして、新たな井戸も掘りました。取水の水を確保するように、そういう事業を、これ実際、かなりのお金をかけてやってくれておるんですね。

でも、やはり、先ほど言うように、河川の流れのほうを、当然、優先してやっていますから、なかなか計画どおりと言いますか、設計どおり水が取れてないというのが現状なんですよ。

ですから、今回、真盛のところにも貯水場をつくって、普段から少しでも水をそこにためて、安定して水を確保するとか、そういう工夫を、今、しているわけなので、そんなに簡単に、河川の水を上げたり、取ったり、そんなことはできないということを、これは十分に認識していただきたいと思います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 81 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 81 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 82 号 財産の取得について（味わいの里三日月食堂等備品一式）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 7 に入ります。

日程第 7 以降は、本日追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、まず、日程第 7、議案第 82 号、財産の取得について、味わいの里三日月食堂等備品一式を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 82 号の財産の取得について、提案のご説明を申し上げます。

今回上程いたしました財産の取得は、味わいの里三日月の食堂などで使用する備品一式を購入するというものでございます。

味わいの里三日月では、本年度末の完成に向けて、大規模改修工事を実施しており、そば処、食堂、資材置場、また、従業員の休憩室などで使用するテーブル・イス・ラック・ロッカーなどの備品を購入することといたしております。

購入するに当たりまして、11 月 20 日に見積入札を行い、最低価格の株式会社井上家具センター、代表取締役井上義信（いのうえ よしのぶ）氏に落札決定をいたしました。

契約金額は 748 万円で、うち、消費税及び地方消費税額は 68 万円でございます。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより議案第 82 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 　　ただ今の説明で、見積り入札での落札ということだったので、見積り入札された業者さんというか、会社は何社あったのか、その点、お願いします。
それと、入札率も合わせてお願いします。落札率ね。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 　　庵途町長。

町長（庵途典章君） 　　こういう備品は、メーカーとしては、一応、一番、いろんな製品をつくっているコクヨの製品を中心に、こちらで、それぞれ必要なもの、担当者含めて、設計者のほうで設計をして、コクヨのほうの価格、これ定価というものと、大体上代価格というのが示されておりますけれども、それが 1,187 万円余りで、先ほど、申しましたように、780 万円ということで、定価から見ると、設計額の 65.7%です。落札はね。748 万円で、税も入れて 780 万円ということです。

細々したものがいっぱいありますので、数も多いし、1つ1つにすれば、1万円、2万円とかいうものもあるわけです。ですから、そういう物を全部まとめたものとしての形で、今回、議会の議決をお願いを、承認をお願いしているということです。

その見積りをお願いしておるのは、そういう製品を扱っているところということで、井上家具センター、それから、新教社、それから佐用文具、この3社に見積りを依頼をしております。以上です。

議長（小林裕和君） 　　ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） 　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 82 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 82 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 　　挙手、全員です。よって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 8． 議案第 83 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）について
日程第 9． 議案第 84 号 令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 10． 議案第 85 号 令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 11． 議案第 86 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 12． 議案第 87 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について

て

- 日程第 13. 議案第 88 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案
(第 3 号) について
- 日程第 14. 議案第 89 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案 (第 3 号) に
ついて
- 日程第 15. 議案第 90 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 (第 2 号)
について
- 日程第 16. 議案第 91 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案 (第 3 号) について
- 日程第 17. 議案第 92 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案 (第 3 号) について

議長 (小林裕和君) 続いて、日程第 8 に入ります。

日程第 8 から日程第 17 までを、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (小林裕和君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第 8、議案第 83 号、令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案 (第 6 号) に
ついてから、日程第 17、議案第 92 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案 (第 3 号)
についてまでの 10 件を、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長 (庵途典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 83 号から議案第 92
号につきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 83 号、佐用町一般会計補正予算案 (第 6 号) から、説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 5,587 万 3,000 円を追加し、総額を 130
億 6,106 万 3,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、先般ご承認していただきました議案第 66 号、佐用町職員の給
与に関する条例の一部改正、議案第 67 号の佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び
旅費に関する条例の一部改正、議案第 68 号の佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関
する条例の一部改正に伴う人件費関係の補正に伴うものでございます。

なお、特別会計につきましても同様でございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

歳入は、繰入金のみで、基金繰入金 5,587 万 3,000 円の増額で、財政調整基金からの繰
入金でございます。

次に、歳出についてであります。各款における補正額は、先程申し上げたとおり、こ
のたびの条例改正により、まず、人件費関係でございます。特別職、議会議員及び職員の
給料、期末・勤勉手当、共済費、負担金並びに各特別会計への繰出金の増額であります。

まず、議会費につきましては、89 万 7,000 円の増額であります。

総務費につきましては、938 万 3,000 円の増額であります。うち、総務管理費は 617 万
2,000 円の増額で、うち、特別職期末手当は 16 万 2,000 円の増額でございます。徴税費、
戸籍住民登録費、統計調査費は、それぞれ 207 万 7,000 円、96 万 9,000 円、16 万 5,000
円の増額でございます。

民生費につきましては、1,990万円の増額であります。うち、社会福祉費は425万4,000円の増額。児童福祉費、国民年金事務取扱費は、それぞれ1,554万5,000円と10万1,000円の増額であります。

衛生費につきましては、348万5,000円の増額でございます。うち、保健衛生費、清掃費は、それぞれ136万円、212万5,000円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、323万7,000円の増額であります。うち、農業費、林業費は、それぞれ268万9,000円、54万8,000円の増額であります。

商工費につきましては、321万7,000円の増額でございます。

土木費につきましては、385万9,000円の増額でございます。うち、土木管理費と道路橋梁費は、それぞれ64万5,000円、88万円の増額。下水道費、住宅費は、それぞれ156万5,000円、76万9,000円の増額でございます。

消防費につきましては、43万4,000円の増額でございます。

教育費につきましては、1,146万1,000円の増額であります。うち、教育総務費は326万2,000円の増額で、小学校費と中学校費、それぞれ68万8,000円の増額であります。社会教育費と保健体育費は、それぞれ250万5,000円、431万8,000円の増額となっております。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第84号、令和5年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）についてのご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ47万7,000円を追加し、総額を20億6,017万2,000円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、47万7,000円の増額でございます。

次に、歳出であります。総務費の総務管理費として、47万7,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第85号、令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）についてのご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ18万9,000円を追加し、総額を3億3,634万円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、18万9,000円の増額でございます。

次に、歳出であります。総務費の総務管理費として、18万9,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第86号、令和5年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ46万7,000円を追加し、総額を30億797万9,000円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。繰入金といたしまして、一般会計繰入金として、46万7,000円の増額でございます。

次に、歳出であります。総務費の総務管理費として、46万7,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第87号、令和5年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）につ

いての説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 14 万 5,000 円を追加し、総額を 9 億 1,820 万 4,000 円に改めるものであります。

まず、歳入であります。繰入金といたしまして、一般会計繰入金として、14 万 5,000 円の増額であります。

次に、歳出であります。簡易水道事業費の管理費として、14 万 5,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費であります。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 88 号、令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてのご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 156 万 5,000 円を追加し、総額を 18 億 8,117 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。繰入金といたしまして、一般会計繰入金として、156 万 5,000 円の増額でございます。

次に、歳出であります。公共下水道事業費の事業費として 156 万 5,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の説明といたします。

次に、議案第 89 号、令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 9 万円を追加し、総額を 4 億 3,341 万 1,000 円に改めるものであります。

まず、歳入であります。繰入金といたしまして、一般会計繰入金として、9 万円の増額でございます。

次に、歳出であります。生活排水処理事業費の農業集落排水施設管理費として、9 万円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 90 号、令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 129 万 7,000 円を追加し、総額を 1 億 1,228 万 6,000 円に改めるものであります。

まず、歳入であります。繰入金といたしまして、一般会計繰入金として、129 万 7,000 円の増額であります。

次に、歳出であります。教育費の社会教育費として、129 万 7,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 91 号、令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 120 万 6,000 円を追加し、総額を 1 億 2,724 万 7,000 円に改めるものであります。

まず、歳入であります。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、120 万 6,000 円の増額でございます。

次に、歳出であります。笹ヶ丘荘費の笹ヶ丘荘管理運営費として、120 万 6,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案説明といたします。

次、最後になりますが、議案第 92 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3

号) についてのご説明をさせていただきます。

今回の補正の理由は、今回の条例改正に伴う人件費の増額でございます。

第2条の収益的収入及び支出においては、支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を8万2,000円増額し、水道事業費用の予定額を2億6,264万5,000円にするものがございます。

第3条の資本的収入及び支出においては、第1款の資本的支出のうち、第1項、建設改良費を16万4,000円増額し、資本的支出の予定額を3億8,089万1,000円にしようとするものがございます。

第4条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を定めるもので、24万6,000円を増額し、1,580万8,000円とするものがございます。

以上で、水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第83号から議案第92号までの補正予算について、ご説明をさせていただきました。それぞれ、ご承認賜りますように、よろしくお願い申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第83号から議案第92号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第8、議案第83号、令和5年度佐用町一般会計補正予算案（第6号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 人事院勧告に伴う職員の人件費の報酬引上げであったり、期末手当ということで、一般会計、後に出てくる特別会計とも関連するところですが、説明があったように、そういうことですが、そこで、全体としてお尋ねしたいのは、会計年度任用職員さんの期末手当とか報酬の引上げの関係です。

今回、会計年度任用職員さんの引上げの対象になっている方、それから、いわゆる非正規職員と言われる方で、関係うんか、この報酬の人勧には関わらない方とあるかと思うんですけど、実態としては、どのような働き方、佐用町全体としてはなっているのか、全体の状況が分かる点を説明をお願いしたいんですけど。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、期末手当をお支払しておりますのが、週当たり15.5時間以上働いている方に期末手当を払っているということがございます。

この15.5以上働いている方なんですけども、ちょっと、数値的に記憶は定かではないんですけども、まず、時給、日給の方、この方については、60数名おられましたので、会計年度任用職員の方、全体260人ぐらいだったと思うんですけども、ですので、60人ぐら

いの方は、まず、対象にはならないと、期末手当の対象にはならないというような内訳で
ございます。

さらに、月額の方でも週 15.5 時間以上働いている方は対象になるんですけども、それ
以下の方はならないということで、人数的には、20 人ぐらいおられたかなというふうに記
憶をしております。

ですので、今回、人事院勧告によりまして、増額になるという方は 180 人余りおられる
のではないかなと思っております。

その中で、どれぐらい上がるのかと言いますと、月額 1 万円程度上がる予定にしており
まして、12 月までの 9 か月間、4 月から 12 月まで遡ってお支払いするということので、
1 万円程度かける 9 か月の 9 万円プラス、期末手当が 0.05 月増えておりますので、そ
れを加味しますと、お一方当たり 10 万円程度、この年末にお支払されるのではないかな
というふうに思っております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほどの説明で、いわゆる今回の補正に上がってきている対象外と
言われる人の関係についてなんですけれども、特に、どういう職種、どういう場所で働い
ておられる方が、この対象外になっているのか、その特徴的なところ、説明をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 詳しい数値のほうは、ちょっと、定かではありませんけれども、まず、
日給、時給、ほぼ時給の方です。

時給の方は、学童保育の方が 30 人ぐらいおられるんでしょうかね。それと、保育士の方
が、全体として 60 人おられます。そのうち、日給の方は、要は、職場としては、学童保育
及び保育士の職場での補助員、それと、保育士補助員、そういった方が多いのではないか
なというふうに思っております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 20 ページ、自然観察村運営費で、報酬、会計年度任用職員報酬が 69
万 3,000 円と、会計年度任用職員期末手当 18 万 9,000 円上がってございますけれど、こ
れは普通、そこの仕事の中身で、何人ぐらいの方が常時はりつけされて、回していつてお
るのか、そこらへんについて、お示してください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

南光自然観察村につきましては、施設長、それから、会計年度任用職員の方6名がいらっしゃいます。その今回の手当ての増収でございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今の施設長と、もう1人何か言われたけど、ほな2人で、

〔「6名やろ」と呼ぶ者あり〕

11 番（岡本義次君） 6名か。

6名と、それから、非正規とかいう人はいないん。そこには。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 諏訪商工観光課長。ちょっと、詳しく説明してあげてください。

商工観光課長（諏訪 弘君） 施設長につきましては、再任用職員。それから、そのほかの6人につきましては、会計年度任用職員の方でございます。

以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 31 ページの一番下、スターシャワーの森の運営費ということで、11万7,000円とか3万1,000円の金額上がってございますけれど、ここについても、普通、ずっとはりつけというのは何人ぐらいの方でやられておるかな。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） 申し訳ございません。

スターシャワーの森運営費でございます。

スターシャワーの森の職員の関係ですね。再任用の職員が1名と、それから、会計年度任用職員が1名、2人でやっております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） その関連でね、その2人やけれど、いわゆる、いろいろな行事がない時についても、その人らが常時はりつけて、2人ずっとおるということ。

それで、行事があった時には、ほかの、そういう、どう言うんですか、非正規の人も何人か雇うというか、来てもらって回していきよんか、そこらへん違うでしょう。しよる時としていない時と。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） お答えいたします。

スターシャワーの森のスピカホールでございますが、冬場、これからの季節ですね、お客様が減少いたしまして、しかも路面の凍結とか、そのような面がございますので、冬季につきましては、生涯学習課のほうで事務を行っております。

それと、また、行事につきましてはですが、行事につきましては、その都度、アルバイト的な人を雇うのかということでございますが、そんなことはございませんで、スピカホールで行うコンサート時には、生涯学習課の職員のほうがまいりまして、準備から本番まで対応しているということでございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 32 ページ、文化財保護費の分でございます。18 万 3,000 円と 4 万 9,000 円と上がってございますけれど、ここの分についても、ちょっと、その山へずっと上がっていく時に、鎖はっておっての時と、おってない時があるんですけど、それは、どんなんです。その仕事の量によっては、それは、ない時は、そこにおらんでもええんやけれど、仕事が文化財である場合は、どういう人数をはりつけて、どういう時間帯でやっておるのか、そこらへんについては、どんなんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えいたします。

こちら文化財保護費の人件費でございますけれども、会計年度任用職員を2人配置しております。この2人につきましては、上月の文化財の調査室のほうで勤務しております。山のほうにどうこうというお話ではございません。

11 番（岡本義次君） 上月から出張しておるんやね。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 83 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 83 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 9、議案第 84 号、令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 84 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 84 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 84 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 10、議案第 85 号、令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 85 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 85 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 11、議案第 86 号、令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 86 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 86 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 12、議案第 87 号、令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 87 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 87 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 13、議案第 88 号、令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 88 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 88 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 14、議案第 89 号、令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 89 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 89 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 15、議案第 90 号、令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 90 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 90 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 16、議案第 91 号、令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 2 ページの 120 万 6,000 円補正上げておるんですけど、上郡は、
ピュアランドなくなったりして、上郡のほうからもお客さんが見えておるとい
うことですが、今現在、どのような状態か分かりますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

上郡からの状況でございますけども、お祝い事、それから、法事、そういった形で、お
客さんが、この 11 月、12 月にかけて、入っているような状況でございます。以上で
ございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 91 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 91 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 91 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 17、議案第 92 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）
についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 92 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 92 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 92 号は、原案のとおり可決されました。

議長（小林裕和君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、明日 12 月 16 日から 19 日まで、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、12 月 20 日水曜日、午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきください
ますようお願いいたします。
それでは、本日はこれにて散会します。

午前 10 時 35 分 散会